

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

羽島市長 松井 聡

市町村名 (市町村コード)	羽島市 (212091)
地域名 (地域内農業集落名)	正木町地域 ()
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年12月19日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

正木町地域は、地域の西部が市街化区域に含まれるなど大部分で住宅街が形成されている地域であるが、住宅街の合間を縫うように複数の農振農用地の団地が所在している。農振農用地面積の約86%を水田が占める地域であり、水稻作が盛んである。複数の担い手農業者が地域内の水田で営農しており、今後、農用地の集積を進めつつ、集約化についても模索していく必要がある。ただし、用排水を分離するなどの基盤整備が整っていないことから、作業の効率化等の面で課題があり、農地の集約化の障壁にもなっている。また、農地の集積・集約化に向け、所有者側の意識醸成を図っていくことも課題である。畑地については、須賀地区および森地区については果樹(柿)栽培が盛んであり、森地区および三ツ柳地区ではいちごの施設栽培が営まれているなど、多様な種類の農業振興が図られている地域である。

令和6年7月から8月に行った地域の農業者を対象にした今後の農業経営意向調査では、回答者の43.0%が離農を含む規模縮小の意向であることを回答しており、今後、耕作できなくなった農地が継続的に発生することが見込まれる。

(2) 地域における農業の将来の在り方

水田における農用地の集積・集約化を進め、効率的な営農を可能にすることで、持続的な農用地利用と地域農業の振興を模索していく。

主食用水稻を中心とした作付けから非主食用米など需要のある作物への転換を推進する。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	67 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	67 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。その周辺の農地については、必要に応じて農業上の利用が行われる区域に含めることを検討していく。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
地域内に存在する複数の担い手農業者(認定農業者等)への農用地の集積及び集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
目標地図に基づき、農地中間管理機構を活用した利用権設定による農用地の集積及び集約化を進めていく。 目標地図上に特定の受け手が位置付けられておらず、隣接する農地を耕作する担い手が存在する場合は、まず当該担い手と協議を行うものとする。その他の場合は周辺農用地の営農状況等を勘案し、農用地の利用集積・集約に資する等地域農業の発展に資する程度により優先順位をつけた上で、順次協議するものとする。
(3)基盤整備事業への取組方針
再ほ場整備などの基盤整備を含む土地改良事業等を推進し、農業生産基盤の強化に努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
個人経営体の法人化等の取り組みを推進していく。新規就農希望者に対しては、地域の状況について情報提供を行ったうえで、営農計画との適合性を鑑みながら、就農に向けた支援を行う。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
-

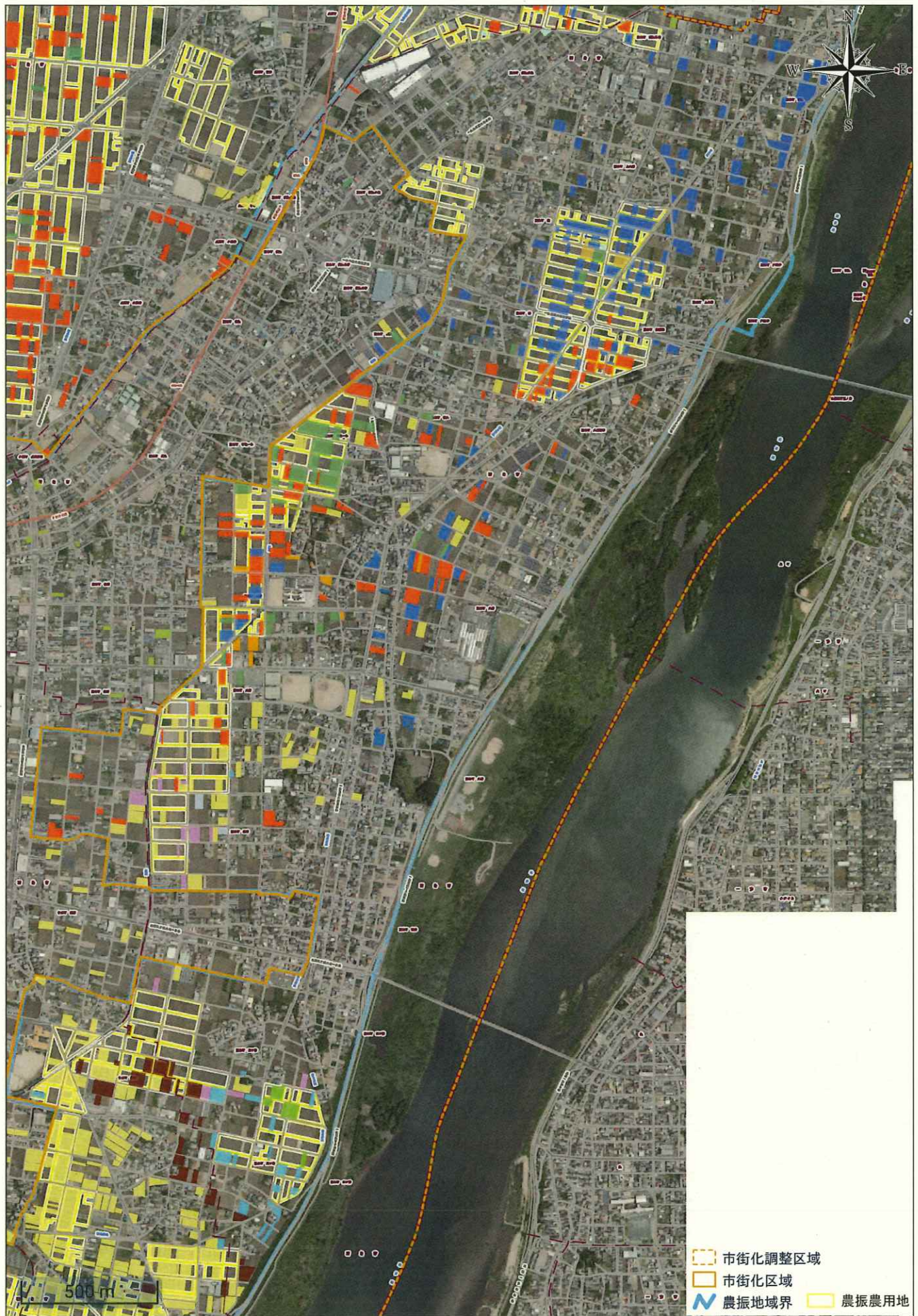
以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☒ ②有機・減農薬・減肥料	☒ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☒ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☐ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☒ ⑨耕畜連携等	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

②環境へ配慮した栽培技術を推進する。 ③スマート農業への転換を推進するなど、農業経営の合理化や生産性の向上を図る。 ⑤柿などの果樹作物の振興を図る。 ⑨飼料用米及びWCS用稲を生産し、耕畜連携(わら利用、資源循環)による安定的な生産と利用体制の構築を図

地図



※対象範囲は正木町地内の農振農用地とする。

